

# マインツ大司教ハインリヒの廃位

—— 一二世紀教会政治史の轉換点 ——

小山 寛之

はじめに

一一五三年六月のヴォルムス帝国会議において、教会史上の一大事件がおきた。この会議において、マインツ大司教、アイヒシュテット司教、ヒルデスハイム司教、ミンデン司教が同時に解任されたのである。この四司教の一斉廃位はあまりにも衝撃的であり、同時代人の大きな注目をあびた。特に反響が大きかったのは、帝国国制上の要職で、国王選挙を指導する立場にあったマインツ大司教ハインリヒ一世（在位一一四二—一一五三年）の廃位である。<sup>(1)</sup>この廃位の理由に関しては、多くの史料が沈黙しているため、謎が多い。しかし、同時代人の中で、その理由を明確に挙

マインツ大司教ハインリヒの廃位

げている人物として注目されるのが、フライジングのオットーである。彼の『フリードリヒ事績録』には以下のような記述がある。

「そこで彼（国王フリードリヒ・バルバロッサ）はヴォルムスにおいて次の聖霊降臨祭を催したとき、マインツ大司教ハインリヒがその教会の所領を浪費したがゆえに、すでにしばしば咎められていたにもかかわらず、改めるところがなかったので、彼を教皇特使によって解任させた。<sup>(2)</sup>」

オットーが伝えるところによれば、教会所領の浪費 *distractio* というハインリヒの教会聖職者として不適格さが、彼の廃位の原因ということになる。

しかし、一二世紀の宗教思想上重要な人物であるビンゲ

ンのヒルデガルトと、クレルヴォーのベルナルドゥスはハインリヒ解任を明確に非難していた。ヒルデガルトは教皇エウゲニウス三世と、ハインリヒの廃位を実行した教皇特使ベルンハルトとグレゴールに書簡を送り、ハインリヒに慈悲と正義を行使するよう嘆願した。そこで彼女は、ハインリヒの廃位を不当なものと述べている。<sup>(3)</sup> また、クレルヴォーのベルナルドゥスもハインリヒ廃位の正当性を疑問視し、以下のように言及している。

「彼（マインツ大司教ハインリヒ）はその単純さゆえに、偽りの兄弟によって取り囲まれ、むしろその単純さゆえに廃位にふさわしいとみなされてしまった。<sup>(4)</sup>」

また、『ペルド年代記』はハインリヒが無益 *inutilitas*、つまり、教会に利益をもたらさなかったため、批判されたことを伝えているが、この罪状を事実無根なものとして、以下のように言及している。

「ハインリヒは：増大するキリストの僕と叙階を受けた聖職者その他の聖職者の中で、司教をつかさどるのに問題のない司牧者である。しかし、彼は無益という理由で、人間の判告にしたがって廃位された。<sup>(5)</sup>」

さらに重要なのはこの解任劇が、極めて理不尽な出来事として同時代人に非難されただけでなく、長く後世の人々の記憶に残ったことである。たとえば、一二三三年に書か

れた『クロスタノイブルク年代記』によれば、ハインリヒ廃位は不当なものであった。<sup>(6)</sup> また、おそらく一三三七年にテューリンゲンで作成された『ラインハルトブルンネンシス年代記』は、ハインリヒに対し同情を示している。<sup>(7)</sup> 一五世紀の史料である『エバーバッハ年代記』も、ハインリヒは不当に廃位されたと言及している。<sup>(8)</sup> それ以外にも、一三世紀頃に書かれた『ザクセン世界年代記』では、ハインリヒがよき人物であったと指摘されている。<sup>(9)</sup> このように後世の多くの史料が、ハインリヒへの同情および彼の廃位の不当性について述べている。

全体的に見れば、ハインリヒ解任の具体的な理由について述べた史料はほとんどなく、この事件の詳細は不明な点が多い。しかし、上述した史料内容から、マインツ大司教ハインリヒの廃位にあたって、教会所領に対して損害を与えたという罪が問われたことは確かかなようである。しかし、その罪状が極めて疑わしいことは、同時代人および後世の史料の記述からも明らかである。そこで、本稿では以下、なぜマインツ大司教ハインリヒは廃位されたのか、その真の理由を当時のマインツ大司教が果たした役割と、大司教を中心とする政治的背景から追求していく。そして、最後に、この事件の背後にはドイツ国王（皇帝）、教皇、都市をも巻き込む巨大な政治的闘争があり、それが中世ドイツ

の教会政治に大きな転換をもたらすものであったことを証明したい。

## 一 研究の現状と課題

従来の研究成果によって、フライジングのオットーが伝える教会所領の浪費というマインツ大司教ハインリヒの廃位理由は、全く根拠のないものであったことが判明している。たとえば、H・ビュットナーはハインリヒが教会所領を浪費するどころか、逆に多くの教会・修道院所領の保護に尽力していたことを、ハインリヒの発給した証書の分析<sup>(10)</sup>によって明らかにしている。だからこそ、ビンゲンのヒルデガルトやクレルヴォーのベルナルドゥスも、ハインリヒの解任を非難したのである。それゆえ、ハインリヒの廃位は、極めて重大な政治的理由から行われた可能性を追求しなければならぬ。そこで、まずこの事件に関する従来の研究成果をまとめ、ハインリヒ解任をめぐる政治的状况を明らかにしていきたい。

ハインリヒ解任の真の理由は、一体何だったのか。この問題を初めて本格的に研究したH・ビュットナーは、ハインリヒ解任直前の一一五二年、ドイツ国王に即位したシュタウフェン家出自のフリードリヒ・バルバロッサ（在位一

マインツ大司教ハインリヒの廃位

一五二一一一九〇年）と、マインツ大司教ハインリヒの領域政策上の対立に注目した。ハインリヒはザクセン・テューリンゲン地域で、積極的な領域政策を繰り広げた人物であった。H・ビュットナーによれば、最も問題になったのはマインツ大司教ハインリヒがこの地域にあったヴィンツェンブルク Winzenburg 伯のレーエン<sup>(11)</sup>（封土）を、ハインリヒ獅子公に与えたことであった。その結果、マインツ大司教ハインリヒは同地域周辺の支配権をめぐって、シュタウフェン家の宿敵とみなされていたヴェルフエン家のハインリヒ獅子公と結び、バルバロッサに対抗するようになった。それゆえ、このような行動に憤慨したフリードリヒ・バルバロッサは、ドイツ王即位直後にハインリヒを解任に追い込んだと考えられた。そして、フライジングのオットーが伝えるハインリヒの教会所領の浪費とは、あくまで教会の権限をシュタウフェン家のために用いなかったという意味<sup>(12)</sup>に解釈されたのである。

しかし、ハインリヒ獅子公研究の第一人者であるK・ヨルダンはこの説を否定し、バルバロッサが当時、獅子公との宥和政策に努めていたことを強調する。そもそもバルバロッサには、マインツ大司教のレーエン政策に口出しする権限はなく、また、バルバロッサは獅子公とアルブレヒト熊公の紛争を仲裁する際、ヴィンツェンブルク伯のレーエ

ンを獅子公が獲得することを認めていた。<sup>(13)</sup>つまり、バルバロッサはマインツ大司教ハインリヒが獅子公にヴィンツェンブルク伯のレーエンを与えることに反対する理由はなく、M・マイアー・ゲーベルら近年の研究においても、領域政策上の問題がハインリヒ解任の直接的原因であったとはもはや考えられていない。<sup>(14)</sup>

ただし、バルバロッサとマインツ大司教ハインリヒの間に、極めて深刻な対立関係があったことは事実である。なぜなら、マインツ大司教ハインリヒは、バルバロッサの国王選出に反対した人物だったからである。『ケルン国王年代記』は、バルバロッサの国王選出を望むものは誰もいないという、攻撃的なハインリヒの発言を伝えている。<sup>(15)</sup>バルバロッサがこのようなハインリヒの行動を自身への敵対行為として捉えたことは、容易に想像できる。それゆえ、バルバロッサの国王即位後、マインツ大司教ハインリヒは国王証書から次第に姿を消す。このことはハインリヒがバルバロッサによって、公の政治から排除されたことを意味している。<sup>(16)</sup>それによって、バルバロッサはハインリヒの国王選挙における反抗的態度に報復したのであり、その後のハインリヒ解任もまた、バルバロッサの強い意向によって行われたというのが定説となっている。<sup>(17)</sup>

しかし、注意しなければならないのは、ハインリヒ廃位

におけるバルバロッサの具体的な関与について、フライジングのオットーを除けば、ほとんどの史料が何も述べていないことである。実際、ハインリヒ廃位を公式に行ったのは、二人の教皇特使、ベルンハルトとグレゴールであった。<sup>(18)</sup>ハインリヒ解任に関するバルバロッサの役割を強調するビュットナーによれば、この教皇特使の役割は単なる形式的なものにすぎないという。<sup>(19)</sup>しかし、『エアフルト旧聖ペーター教会年代記』は、マインツ大司教ハインリヒの廃位が「教皇エウゲニウスの命令によって *ex praecepto papae Eugenii*」行われたと伝えており、『ディジボーデンベルク年代記』も同様の記述を残している。<sup>(20)</sup>つまり、これらの史料は教皇の主導的役割を示唆しており、それならば、一一五三年六月のヴォルムス帝国会議でハインリヒ廃位を実行した教皇特使は、この解任劇の主役を演じたはずである。<sup>(21)</sup>さらに、前述したように、フライジングのオットーの『フリードリヒ事績録』や『ペルド年代記』が、ハインリヒ解任の理由としてあげた教会所領の浪費 *distractio* や教会に対する無益 *inutilitas* は、そもそも教会裁判で頻繁に用いられた罪状に相当するものである。つまり、ハインリヒの廃位自体は、教会法に基づいて行われたと考えられる。<sup>(22)</sup>それゆえ、少なくとも会議に参加したもののたちの目には、ハインリヒ廃位の主導者は国王バルバロッサというよりはむしろ、教

皇エウゲニウス三世（在位一一四五—一一五三年）だと映ったはずであろう。

それゆえ、M・マイアー・ゲーベルやC・ヴァルデッカーなどの近年の研究では、ハインリヒ廃位において、国王バルバロッサだけでなく、教皇エウゲニウス三世の役割にも注目し、この解任劇の複雑な政治的背景も明らかにされつつある。<sup>(23)</sup>しかし、依然としてバルバロッサの主導権を強調し、他の要素を副次的なものとして捉える解釈が主流であることは変わらない。<sup>(24)</sup>このような従来の研究の問題点は、ハインリヒ廃位の複雑な政治的背景が、その全体像の把握を難しくしていることにある。そこで、二章・三章では、ハインリヒの廃位をめぐる錯綜した聖俗有力者層の利害関心・対立を簡潔に整理し、それを通じてドイツ国王・ローマ教皇、さらには都市マインツを含む権力構造の全体像とその変化を説明していきたい。

## 二 ハインリヒ廃位の背景

すでにマインツ大司教ハインリヒが国王選挙におけるその敵対的行為ゆえに、国王バルバロッサと対立していたことは述べた。それでは、教皇エウゲニウス三世とマインツ大司教ハインリヒの間にも、何らかの政治的対立があった

のであろうか。実は、バルバロッサの国王選挙以前から、エウゲニウス三世とハインリヒの関係は悪化していたことが判明している。まず、注目すべきはハインリヒ廃位の五年前の一一四八年に、ハインリヒと一部の聖職者がその年の三月に開催されたランス教会会議に欠席した咎で、教皇エウゲニウス三世から聖職停止処分を受けていたことである。<sup>(25)</sup>ハインリヒはこの処分の撤回のために、王権の擁護を得ようとした。当時の国王はバルバロッサの叔父のコンラート三世（在位一一三八—一一五二年）であった。彼は一一四七年、マインツ大司教ハインリヒを帝国摂政に任命し、後事を託して十字軍に出征した。それゆえ、マインツ大司教ハインリヒはコンラート三世の息子で、共同国王に選出されていたハインリヒを頼り、彼から緊急の帝国業務のためにランス教会会議に出席できなかったことを説明する文書を獲得した。そしてハインリヒはこの文書をローマ教皇庁に持参し、正当な欠席理由を証明したため、一一四八年末に聖職停止から解放された。<sup>(26)</sup>この時点においては、ハインリヒとシュタウフェン家の国王との関係は極めて良好であり、教皇との確執も一時的なものであったことがわかる。しかし、翌一一四九年、再びマインツ大司教ハインリヒは教皇庁から非難されるようになった。このとき問題になったのは、ハイデンハイム Heidenheim 改革である。アイヒ

シュテット司教ゲープハルト二世（在位一一二五—一一四九年）は一一四八年、教皇エウゲニウス二世の支持のもと、ハイデンハイムの在俗聖堂参事会員を解任し、その代わりにベネディクト派のミヒェルスベルク修道士を登用した。しかし、マインツ大司教ハインリヒは教皇の意向を無視して、ゲープハルトの後任としてアイヒシュテット司教になったブルヒャルト（在位一一四九—一一五三年）とともに、ハイデンハイムから追放された参事会員を復帰させ、しかもその承認を教皇庁に申請したのである。これは教皇を激怒させ、教皇庁とマインツ大司教の紛争に発展した。<sup>(27)</sup>このハイデンハイム改革問題における対立は、教皇エウゲニウス三世が本格的に、ハインリヒ解任に傾倒していく最も重要な原因であったと考えられる。事実、一一五三年、マインツ大司教ハインリヒおよびアイヒシュテット司教ブルヒャルトの廢位を実行した教皇特使ベルンハルトとグレゴールは、その直後、ハイデンハイムの在俗聖堂参事会員を追放し、ミヒェルスベルク修道士を再登用している。

さらにマインツ大司教ハインリヒは、国王バルバロッサ、教皇エウゲニウス三世だけでなく、コンラート三世時代より国王宮廷の書記として活躍していたバンベルク司教エーベルハルト（在位一一四六—一一七〇年）、ケルン大司教アーノルト二世（在位一一五一—一一五六年）、スタブロ・

コルヴァイ修道院長ヴィバルトとも対立しており、政治的に孤立していたことも指摘しなければならない。エーベルハルトは国王コンラート三世とバルバロッサの宮廷で、主導的役割を果たした重要人物である。しかし、彼は教皇から直接バンベルク司教の叙階を受けたため、マインツ大司教ハインリヒから非難され、追放処分を受けていた。バンベルク司教は教会制度上マインツ首都大司教の属司教であったため、ハインリヒは首都大司教の権限を主張して、属司教が教皇から直接叙階を得ることを否定しようとしたのである。エーベルハルトはこの措置に抗議し、一一四六・四七年に教皇庁への上訴を行った。その後、先に述べたハイデンハイム改革において、エーベルハルトは教皇エウゲニウス三世の代理人として活躍した。つまり、この時点で、マインツ大司教ハインリヒに対抗するために、エーベルハルトと教皇エウゲニウス三世は協力するようになっていた。一一五二年、フリードリヒ・バルバロッサがハインリヒの反対を退けて新国王に選出された後、この選挙経過を教皇庁に報告する使節として選ばれたのもエーベルハルトであった。<sup>(28)</sup>このとき、教皇とエーベルハルトの間で、バルバロッサの選出に反対したハインリヒを解任するための準備が行われたとも想像できる。

エーベルハルトと同様に国王の重要な助言者であったアー

ノルト二世もまた、一一五一年、ケルン大司教に選出された際、彼がそれまで保持していたリンブルクの聖ゲオルグ在俗聖堂参事会長職を、マインツ大司教ハインリヒに一方的に剥奪されたことに抗議していた。さらに、アーノルト二世もエーベルハルトと同様に国王の使節として、一一五一年末から一一五二年の初頭にかけて、教皇エウゲニウス三世のもとを訪れていた。<sup>(29)</sup> その際、アーノルト二世とともに、国王使節として教皇庁に派遣されていたスタブロ・コルヴァイ修道院長ヴィバルトも、反ハインリヒの立場を鮮明にしていた。それが明確になったのは、シュパイアーにおける紛争である。一一四九年、シュパイアー司教座聖堂参事会長ツァイツォルフが、司教座聖堂参事会の権限をめぐってシュパイアー司教と争ったとき、彼は紛争の仲裁をマインツ大司教ハインリヒに求めた。しかし、その判定はツァイツォルフにとって極めて不利なものだったため、彼は教皇庁に上訴することになった。その際、ツァイツォルフの依頼で、ローマで教皇エウゲニウス三世にこの件を訴え、ハインリヒの裁判の不当性を指摘したのがヴィバルトだったのである。<sup>(30)</sup>

以上のような事実から明らかになるのは、マインツ大司教ハインリヒがマインツ大司教区を超えて、多方面で教会の諸問題に介入し、必要以上にマインツ大司教の権威を強

調したため、教皇や国王側近の教会聖職者らと深刻な対立をまねいたことである。そして、この国王側近らがローマを訪問し、教皇と接触していた事実も見逃せない。唯一ハインリヒを擁護していたのは、国王コンラート三世とその息子の共同国王ハインリヒだけであった。彼らの支持があったからこそ、マインツ大司教ハインリヒは一一四八年、教皇によって科せられた聖職停止処分を撤回させることができたのである。しかし、マインツ大司教ハインリヒは共同国王ハインリヒ、国王コンラート三世が相次いで死んだ後、一一五二年、バルバロッサの国王選挙に反対することによって、ついに王権の支持をも失うことになった。

なぜ、マインツ大司教ハインリヒがこのような行動をとったのか、その理由ははっきりしない。ただし、従来の研究においては、以下のように説明されることが多い。マインツ大司教ハインリヒは国王コンラート三世の甥のバルバロッサではなく、まだ幼少であったコンラート三世の実子フリードリヒを支持していた。そして、幼少のフリードリヒを補佐することで、帝国摂政としての地位を保持し、引き続き帝国政治の主導権を握ろうとしたと。<sup>(31)</sup> ハインリヒがマインツ大司教の権威拡大に努め、とりわけ、多方面の教会問題に介入して、教皇や国王側近の有力聖職者らとの衝突を繰り返した事実を鑑みれば、前述の説明は非常に説得的であ

る。ただし、このような見解にはO・エンゲルスが批判したように、史料的根拠がないことも忘れてはならない。<sup>(32)</sup>もちろん、その可能性を完全に否定するわけではないが、むしろ、この国王選挙の背後にあった、国王側近の有力聖職者間の対立という側面をより重視すべきである。バルバロッサが国王選挙を前に、より多くの支持者を必要としていたとき、バルベルク司教エーベルハルト、ケルン大司教アーノルト二世、スタブロ・コルヴァイ修道院長ヴィバルトは、バルバロッサの国王選出を明確に支持していた。<sup>(33)</sup>そして反ハインリヒ派である彼らは、事前の交渉を通じて、いち早くバルバロッサのもとに結集し、その好意を得ることに成功した。それゆえ、ハインリヒは彼らへの対抗上、バルバロッサの国王選出に反対せざるをえなかったであろう。しかし、バルバロッサはドイツ諸侯の支持のもと、一一五二年、新国王に選出された。それはハインリヒが権力闘争に敗れ、最後の頼みの綱であった王権の擁護を完全に失った瞬間であった。

その結果、政治的状况は一気に反ハインリヒ派有利に傾いた。このような状況を利用して、教皇エウゲニウス三世は一一五二年、教皇庁のもとを訪れたエーベルハルト、アーノルト二世、ヴィバルトといった国王側近らとも緊密に連携をとり、ハインリヒの廃位を準備していったと思われる。

新国王に選出されたバルバロッサは、王権でもって再びこのような計画を阻止することは可能であったが、自身の選挙に反抗したハインリヒを擁護する気など当然なかった。それゆえ、四面楚歌に陥ったマインツ大司教ハインリヒは、ついに教皇エウゲニウス三世の派遣した教皇特使の主導のもと、教会法に基づいて解任されたというのが、この事件の真相であったと考えられる。

### 三 マインツ大司教アーノルトと都市マインツ

前章では、一一五三年におきたマインツ大司教の廃位において、教皇と国王が果たした役割を明らかにした。本章では、廃位されたマインツ大司教ハインリヒと後任大司教アーノルトの人物像を紹介するとともに、一二世紀におけるマインツ大司教の地位とその選挙の問題から、主に都市の役割について注目したい。

マインツ大司教ハインリヒはヴァルトブルク Wartburg 伯の出自で、一一二八年以降、マインツ司教座聖堂参事会長を務め、一一四二年、マインツ大司教に選出された。<sup>(34)</sup>前述したように、彼はドイツ内の広範囲にわたる教会問題に介入し、教皇や国王側近の司教・修道院長と激しく対立していた。他方、国王不在の際に内政を代行する帝国摂政と



して活躍し、国王選挙においてバルバロッサの選出を妨害しようとした。単なる中小貴族出身にすぎないハインリヒがこれほどまでの権勢を振るうことができたのは、マインツ大司教が有する至上的地位のおかげであった。マインツ大司教は頻繁に首座大司教 Primas として表され、ドイツ教の中でも第一位の地位を一般に認められていた。このようなマインツ大司教座の優位性は、ドイツにおけるキリスト教伝道に最も貢献した聖ボニファティウスがマインツ大司教に即位した歴史に由来する。以後、マインツ大司教は帝国国制において、宮廷司祭長 Erzkaplan、および尚書長 Erzkanzler を歴任し、ドイツ国王選挙を主導する立場にあった。<sup>(36)</sup> 実際、ハインリヒの前任者の一人であるマインツ大司教アーダルベルト一世（在位一一〇一—一一三七年）は、一一二五年、フリードリヒ・バルバロッサの父で、当時、ほぼ国王への即位が確実視されていたシュタウフェン家のフリードリヒ二世の選出に反対し、ザクセン家のロタールを国王にすることに成功していた。さらに、アーダルベルトは帝国政治の第一人者として活躍するだけでなく、マインツ大司教の支配領域の発展にも多大な貢献をしていた。<sup>(36)</sup> 前述してきたようなハインリヒの拡大路線は、このアーダルベルトの政策を忠実に踏襲するものであったと考えられる。つまり、ハインリヒの目的はアーダルベルト

が始めたマインツ大司教権力の強化を、さらに促進することであった。<sup>(37)</sup>

それでは、一二世紀に国政への決定的な影響力を有するまでに至ったマインツ大司教は、どのようにして選ばれたのであろうか。大司教職は教会聖職者である以上、世襲が禁止され、教会法に基づく選挙によって決定された。しかし、司教選挙自体は中世のかなり早い時期から形骸化し、とりわけ一〇世紀以降は、ドイツ皇帝（国王）が帝国教会政策のもと、司教叙任権を握っていた。<sup>(38)</sup> その後、教会の刷新という目的から、俗人による聖職者叙任を禁止しようとした教皇グレゴリウス七世の教会改革運動が実施されると、司教人事をめぐる皇帝と教皇の激しい対立、すなわち、聖職叙任権闘争が勃発した。その結果、一一二二年に締結されたヴォルムス協約によって、皇帝の司教叙任権が否定される一方、教会法に基づく司教選挙が確認されたため、司教決定に関する皇帝（国王）の影響力は大幅に後退した。このことは、マインツ大司教選挙にも重大な変化をもたらした。マインツ大司教アーダルベルト一世の後任大司教以降、すなわち、ヴォルムス協約締結の後、歴代マインツ大司教の選挙に国王の直接的関与がほとんど見られなくなったのである。D・デーマントはこの結果、それまで形式的な選挙権を有していたにすぎなかった都市マインツの聖俗

有力者層が、大司教選挙で主導権を發揮することになったと論じている。実際、この時期には国王の側近ではなく、逆に王権に果敢に立ち向かい、マインツ大司教の勢力拡大に貢献した大司教アーダルベルト一世と密接な関係にあった人物が大司教に選ばれた。ハインリヒもその一人であり、都市マインツの有力者層の支持を受けて、マインツ大司教に選出されたと考えられている。<sup>(39)</sup>

それゆえ、一一五三年における四人のドイツ司教の一斉廃位、とりわけマインツ大司教ハインリヒの廃位を主導したのが教皇であったという事実は、グレゴリウス改革以来続いていた皇帝（国王）権によるドイツ司教叙任権の排除という教皇の政策が、新しい段階に突入したことを意味している。すなわち、教皇庁はこのとき、単に司教決定における王権の抑制だけでなく、自ら積極的に司教人事に関わる姿勢を強く示したのである。さらに、聖職叙任権闘争による皇帝権の衰退という状況を利用して、自立化と影響力拡大への動きを顕著にしていたマインツ大司教の勢力を抑制する政治的判断もあったはずである。しかし、前述のハインリヒ解任までの過程から明らかかなように、この時点で教皇は独断で司教の廃位を実行できたわけではなかった。そのためには、ドイツ国王の承認が不可欠だった。つまり、教皇と国王の利害が一致して、初めて司教の解任が可能に

なったのである。<sup>(40)</sup> それゆえ、両者の協力があつたからこそ、マインツ大司教ハインリヒは教会所領の浪費という全く無実の罪で告発され、教会法に基づいて廃位されることになった。それが大きな非難をあびたことは、すでに述べたとおりである。

次に注目したいのは、国王と教皇が宿敵であるマインツ大司教ハインリヒの廃位に成功した後、この要職であるマインツ大司教の後任に、誰がどのようにして選ばれたのかという問題である。ハインリヒの後任のマインツ大司教として選出されたのは、アーノルト（在位一一五三—一一六〇年）という人物であった。<sup>(41)</sup> 彼は都市マインツの有力ミニステリアーレン<sup>(41)</sup>家系に属し、また、マインツ大司教就任以前はマインツの在俗聖堂参事会の一つである聖ペーター聖堂参事会の参事会長を務めていた。加えて、彼は同時に国王コンラート三世の治世期から国王の尚書を務めていたため、同僚でマインツ大司教ハインリヒと対立していたスタブロ・コルヴァイ修道院長ヴィバルト、バンベルク司教エーベルハルト、ケルン大司教アーノルト二世とも親しい関係にあった。一一四九年、ハイデンハイム改革問題でマインツ大司教ハインリヒが非難され、ローマへの召還命令が教皇によって下されると、このころからアーノルトはハインリヒの代理として教皇庁に派遣されることになった。M・

マイアー・ゲibelとC・ヴァルデッカーは、このとき、アーノルトが密かに教皇や反ハインリヒ派の国王側近と通じ、ハインリヒを擁護するどころか、その敵対者として振舞うようになったのではないかと推測している。<sup>(42)</sup>

そして、フリードリヒ・バルバロッサの国王選出後、マインツ大司教ハインリヒの政治的立場がますます悪化すると、再びアーノルトは一一五二年秋、ハインリヒの弁明・擁護のための使節として教皇庁に派遣されることになった。その際、おそらく教皇、国王側近、アーノルトの間でマインツ大司教ハインリヒの廃位とアーノルトの次期大司教への就任が、密かに画策されたと推測される。実際、一一五三年六月にはヴォルムス帝国会議でハインリヒが廃位されると同時に、アーノルトが大司教に選出され、国王バルバロッサによって彼にレガリーエン<sup>(43)</sup>が授封された。その後、即座にマインツでアーノルトは、今度はハインリヒ廃位を實行した教皇特使によって、大司教に叙階されている。このあまりにも手際の良い大司教の廃位、新大司教の選出、授封、叙階までの過程は、国王、教皇およびアーノルトの間に、事前交渉があったことを暗示しているといえよう。<sup>(44)</sup>このような一連の過程からも、アーノルトがハインリヒの使節として彼を擁護するどころか、逆にハインリヒ解任に協力するようになったというM・マイアー・ゲibelとC・

ヴァルデッカーの見解は、非常に説得的であることがわかる。

さらに、それを実証するかのごとく多くの史料が、ハインリヒ廃位に関わった重要人物として、アーノルトに疑いの目を向けている。たとえば、『エバーバツハ年代記』はアーノルトと国王バルバロッサの共謀を伝えている。<sup>(45)</sup>また、『クロスターノイブルク年代記』は、はっきりとアーノルトを「裏切り者 *fraditor*」と呼んでいる。<sup>(46)</sup>これに対し、『アーノルト伝』はアーノルトが真実に反して大司教ハインリヒを擁護することができなかったと述べ、アーノルトの立場を弁明している。<sup>(47)</sup>この史料は同時代にアーノルトの支持者によって書かれたものだが、<sup>(48)</sup>わざわざこのような弁明の記述がなされていること自体、逆説的に当時この事件で、アーノルトに疑いの目が向けられていたことを証明している。他方、反アーノルトの立場の代表的史料が、一一五二年ごろに作成された『マインツの災いに関する大司教クリステイアンの書』である。この史料において、ハインリヒ解任劇はマインツ教会にもたらされた大きな災いとして捉えられ、その黒幕として非難されたのが、ハインリヒの後任大司教アーノルトであった。具体的にいえば、アーノルトはハインリヒの代理としてローマを訪問したときに買収され、さらに、ハインリヒ廃位直前の一一五二年秋に

教皇庁に派遣された際には、使節の立場と教皇、国王側近の反ハインリヒ感情を利用して、本来の使命を果たさなかったという。この史料は特にハインリヒの無罪を訴える傾向が強く、解任が決定した際、ハインリヒをして不正の裁判をイエス・キリストに訴えさせ、またこの解任を行った教皇特使二人が呪いによって死亡するなど過度の演出が施されている。<sup>(49)</sup>

このようなアーノルトの新マインツ大司教選出に至るまでの政治的状况から明らかになったのは、ハインリヒ廃位の原因だけでなく、なぜその後任にアーノルトが選ばれたのか、その理由である。注目すべきは教皇エウゲニウス三世と国王バルバロッサが、決して後任マインツ大司教を恣意的に決定せず、マインツ大司教ハインリヒの弁護人として派遣されたアーノルトを利用したことである。したがって、一一五三年当時、国王と教皇はマインツ大司教を罷免することには成功したが、自らの自由裁量で大司教を決定することはできなかった。もちろん、単独で大司教の廢位・指名ができない以上、司教人事の問題は国王と教皇の政治的駆け引きの対象であり、両者の粘り強い交渉が必要とされたはずである。しかし、帝国国制、および教会制度上の要職であるマインツ大司教に有力貴族や諸侯出身者でなく、ミニステリアーレンという下層階級出身者が起用されたこ

とは注目すべきである。<sup>(50)</sup>アーノルトはすでに述べたように彼自身、都市マインツのミニステリアーレン家系に属し、また、マインツの聖ペーター聖堂参事会長<sup>(51)</sup>という都市における重要な聖職を担っていた。ヴォルムス協約以降、マインツ大司教が都市聖俗有力者層の主導のもと、選出されていた状況を鑑みれば、教皇エウゲニウス三世と国王バルバロッサおよびその側近らが、ハインリヒ廢位後の後任の大司教位をアーノルトに約束することで、マインツ大司教選挙に参与していた都市勢力の一部を味方に引き込もうとしたという推測は、十分に成り立つであろう。実際、一一五三年六月のマインツ大司教ハインリヒの廢位、アーノルトのマインツ大司教への選出がマインツではなく、ヴォルムスで行われ、しかも多数の都市有力者層がこの選挙に召還されたのは、<sup>(52)</sup>多くの同時代人に衝撃を与えたこの理不尽な決定が、都市マインツ内のアーノルト派の支持なくしては達成しえなかったことを意味している。クレルヴォーのベルナルドゥスが指摘した「偽りの兄弟 *falsi fratres*」とは、この選挙を支持したアーノルトとその一派を指していたのかもしれない。

アーノルトはマインツ大司教就任当初より、都市有力者層と長期にわたる激しい紛争を引き起こした。この紛争の背景には様々な要因が考えられ、紙幅の都合上ここで詳し

く説明することはできない。しかし、かつてH・ビュットナーやL・ファルクが指摘したように、この反乱を大司教アーノルトの出自、つまりミニステリアーレンという不自由身分に対する都市有力者層の反発という単純な理由だけに還元することはできない。<sup>53</sup> 注目しなければならないのは、都市マインツ聖俗有力者層の主導権のもとで選出されたハインリヒを擁護するために、代理人として派遣されたアーノルトが、逆にその立場を利用して教皇・国王側近と結び、大司教職を獲得してしまったことである。同じ都市マインツの有力者に属するアーノルトのこのような行為ゆえに、『クロスターノイブルク年代記』は彼を「裏切り者 *trahitor*」と呼んだのであろう。そして、この裏切りが大司教アーノルト対する都市反乱の最も重要な理由の一つになったと考えるべきである。<sup>54</sup>

また、すでに紹介したハインリヒの無実とアーノルトの背信を殊更強調した『マインツの災いに関する大司教クリスティアンの書』には、興味深い事実がある。というのも、この史料の作者はハインリヒ解任の約一〇〇年後の一二五一年に、同じように教皇特使によって、マインツ大司教職を解任されたクリスティアン二世（在位一二四九—一二五三年）の支持者の一人と推定されているからである。<sup>55</sup> 自身の支持する大司教クリスティアン二世の解任を経験した作

者は、まるでその事件に重ね合わせるかのように、ハインリヒのマインツ大司教廃位から筆を起し、この事件を強く想起している。そして、ハインリヒ廃位以後のマインツ教会の悲惨な状況を訴え、いかに多くのものが失われたのか、その詳細について記している。<sup>56</sup> しかも、このクリスティアン二世の祖先は、マインツ大司教アーノルトの即位に反発し、その後の反乱を一貫して指揮した都市マインツの有力ミニステリアーレン、マインゴート家の子孫であった。<sup>57</sup> なぜ、作者はわざわざ約一〇〇年前におきた事件を蒸し返し、そこで徹底的にハインリヒを擁護し、アーノルトを断罪したのであろうか。そこには後世の人々の記憶にも強く残るほど、ハインリヒの廃位が衝撃的であり、それによってもたらされた重大な変化があったからではないか。その変化とはアーダルベルト一世の時代から、一時的に都市が大司教の決定権を保持することになった時期にかけて、すなわち、ハインリヒの治世期までに築きあげられたマインツ大司教の栄光が、教皇・国王などの外部権力の選挙干渉によって没落へと変わっていく歴史の転換である。都市ミニステリアーレンの血を受け継ぐ大司教クリスティアン二世を支持し、前述したような内容をあえて記したことを鑑みれば、この史料の作者も都市マインツに関わりの深い人物だった可能性が強い。そして、彼の目から見たとき、ハ

インリヒの廃位は都市マインツの有力者層にとって最大の悲劇であり、それをもたらしたアーノルトはやはり、都市有力者層の中から出た許すべからざる裏切り者であった。

### 結論

マインツ大司教ハインリヒ廃位の政治的背景を考察した結果明らかになったのは、この帝国国制・教会位階制度における要職たるマインツ大司教位をめぐって、国王・教皇・都市による高度な政治的駆け引きが行われたことである。その背景には、皇帝（国王）と教皇の対立によってもたらされた司教人事の構造的変化があった。つまり、グレゴリウス改革、聖職叙任権闘争、ヴォルムス協約といった過程を通じて、最終的に皇帝（国王）の司教叙任権が否定される一方、教会法に基づく司教選挙が保障されることになった。しかし、この司教選挙に関する明確な規則はなく、その結果、一二世紀中期には誰がどのようにして司教を選ぶのかという問題が発生したのである。<sup>(58)</sup>

マインツ大司教選挙においては、司教決定に関する国王（皇帝）の影響力の大幅な後退にともない、国王に代わって都市の聖俗有力者層が自立的に大司教を選出するようになっていた。マインツ大司教ハインリヒはこのような選挙

体制のもとで大司教位に就き、国王や教皇にも束縛されない、大司教の自立的権威・権力のさらなる拡大に努めたのである。しかし、それに対し一二世紀中期以降、マインツ大司教位への干渉が激化することになる。当初その主導権を握ったのは、教皇であった。教皇はハインリヒと対立する国王側近の有力聖職者と手を結び、教会所領の浪費という司教の適格性を問題視し、それを理由に自身に敵対的な司教を教会法の訴訟手続きによって、廃位しようと目論んだ。しかし、それは一方的に成し遂げられるものではなく、国王の同意が必要であった。当時、国王が司教を擁護すれば、教皇の要求は即座に退けられてしまった。そのため、司教廃位には最終的に教皇・国王双方の協力が必要であり、教皇エウゲニウス三世によるマインツ大司教ハインリヒの解任に対し、国王バルバロッサの同意があったことは疑いようがない。

しかし、ハインリヒの廃位は決して、国王バルバロッサの主導のもとで行われたわけではなかった。むしろ、ハインリヒ廃位に積極的だったのは、国王選挙の際、バルバロッサを支持した国王側近のバンベルク司教エーベルハルト、ケルン大司教アーノルト二世、スタブロ・コルヴァイ修道院長ヴィバルトといった反ハインリヒ派の聖職者であった。そして、彼らの協力とともに、国王側近で都市マインツの

有力者であったアーノルトを味方につけることによって、  
教皇エウゲニウス三世は対立していたマインツ大司教ハイ  
ンリヒを解任することに成功したのである。おそらく、バル  
バロッサはこのような事態を静観し、ハインリヒを廃位を  
黙認しただけであったと考えられる。

このように政治的状况をうまく利用したとはいえ、司教  
の適格性を問題視し、教会法に基づき、教皇特使の派遣を  
通じて司教を廃位するという方法は極めて画期的であり、  
そこには一二世紀以降、最盛期を迎えた教皇が留保  
Reservationを通じて司教任命を確保していく時代の萌芽  
が見出される<sup>(59)</sup>。とりわけ、当時最も勢威のあったマインツ  
大司教ハインリヒを廃位できたことは、教皇にとって大き  
な政治的勝利になるはずであった。しかし、実際にはこの  
一二世紀中期に行われた最初の積極的介入は、大きな失敗  
となったのである。忘れてはならないのが、この教皇庁の  
主導のもとで行われた訴訟が、まったく妥当性のないハイ  
ンリヒの罪をでっち上げることによって、大きな非難をあ  
びてしまったことである。さらに、その後任大司教アーノ  
ルトがハインリヒを裏切った張本人として攻撃される一方、  
国王バルバロッサは決してこの事件の表舞台に立つことは  
なかった。つまり、非難されたのは廃位を実際に行なった  
教皇庁と、後任大司教位を獲得したアーノルトであり、他

方、バルバロッサは自らの手を汚すことなく、帝国におけ  
る最有力者の一人で、自身の国王選挙に反対した敵対者を  
抹殺することに成功した。これは国王即位直後のバルバロッ  
サに、極めて有利な政治的状况を作り出した。

とりわけ、一一五三年のハインリヒ廃位が極めて理不尽  
なものであり、教皇庁および教会法の権威に対する信用を、  
大きく失墜させるものであったことは想像に難くない。こ  
の後、バルバロッサは教皇庁に代わり、レガリーエンの授  
封権を梃子に、世俗のレーエン裁判を通じて司教選挙に介  
入し、その廃位・選出に決定的な影響力を握るようになる<sup>(60)</sup>。  
教皇庁・教会法の威信損失は、王権(帝権)による司教決定  
権の回復というバルバロッサの政策に有利に働いたはずで  
ある。さらに、都市マインツに限れば、この事件によって  
有力者層の結束が崩れ、彼らによる自立的司教選挙も内部  
から崩壊していった<sup>(61)</sup>。これは帝国国制・教会制度上の要職  
たるマインツ大司教の選挙に対する、バルバロッサの介入  
を容易にさせた。事実、マインツ大司教アーノルトが一一  
六〇年、都市マインツの反乱勢力によって暗殺された後、  
マインツ大司教位は皇帝バルバロッサの意向にしたがって、  
決定されるようになった<sup>(62)</sup>。こうして一二世紀後期に、皇帝  
バルバロッサはマインツ大司教選挙における主導権を確立  
したが、一一五三年のハインリヒ廃位はまさにそのきつ

けを与へるものだつたのかも。

## 註

- (一) M. Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen in der deutschen Reichskirche vom Wormser Konkordat (1122) bis zum Ausbruch des Alexandrinischen Schismas (1159), Siegburg 1992, S. 214-216.
- (二) *Proximum dehinc pentecosten Wormatiæ ferians Henricum Maguntinae sedis archiepiscopum, virum pro distractione aeclesiae suae frequenter correptum nec correctum, per eosdem cardinales deposuit*: Otto von Freising und Rahewin, Gesta Friderici I. imperatoris, G. Waitz (Hrsg.), in: MGH SS rer. Germ. 46, Hannover/Leipzig 1912, S. 110.
- (三) Mainzer Urkundenbuch. Band 2: Die Urkunden seit dem Tode Erzbischof Adalberts I. (1137) bis zum Tode Erzbischof Konrads (1200). Teil 1: 1137-1175, bearbeitet von P. Acht, Darmstadt 1968, Nr. 193, S. 357-359; Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 219. ムルテガルトトヒンエの關係は極めて良好であつたが、ヒルテガルトはインエの或る記述を材料とせず、インエの記述をたゞ Mainzer Urkundenbuch, Nr. 190, S. 352-353.
- (四) *et suam simplicitatem, ob quam fertur a falsis fratibus circumventus, potius quam inventus in aliquo dignus depositionis*. : Sancti Bernardi Opera. Vol. VIII. Epistolae II, Corpus Epistolarum 181-310, Epistolae extra corpus, J. Leclercq, H. Rochais (Hrsg.), Rom 1977, Nr. 302, S. 219.
- (五) *Henricus ... erat ... in servicio Christi augmentando clericisque ordinandis et aliis spiritualibus rebus presularem decentibus mansuetus ecclesie plantator et rigator, ob inutilitatem secundum iudicium dumtaxat humanum depositus*: Annales Palidenses auctore Theodoro monacho, G.H. Pertz (Hrsg.), in: MGH SS 16, Hannover 1859, S. 88.
- (六) Continuatio Claustroneoburgensis II, W. Wattenbach (Hrsg.), in: MGH SS 9, Hannover 1851, S. 615.
- (七) W. Wattenbach, F.-J. Schmale, Deutschlands Geschichtsquellen im Mittelalter. Vom Tode Kaiser Heinrichs V. bis zum Ende des Interregnums 1, Darmstadt 1976, S. 410-414.
- (八) Die Eberbacher Chronik der Mainzer Erzbischöfe, S. Widmann (Hrsg.), in: Neues Archiv der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde 13 (1888), S. 119-143; Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 218.
- (九) Sächsische Weltchronik, L. Weiland (Hrsg.), in: MGH Deutsche Chroniken 2, Hannover 1877, S. 220.
- (一〇) H. Büttner, Erzbischof Heinrich von Mainz und die Stauffer (1142-1153), in: Zeitschrift für Kirchengeschichte



69 (1958), S. 248.

- (11) Büttnr, Erzbischof Heinrich, S. 263.
- (12) Büttnr, Erzbischof Heinrich, S. 267.
- (13) K. Jordan, Das politische Kräftespiel an Oberweser und Leine um die Mitte des 12. Jahrhunderts, in: Festschrift für Hermann Heimpel zum 70. Geburtstag am 19. September 1971. Band. 2, Göttingen 1972, S. 1053.
- (14) Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 222.
- (15) *asserens, quod fastu quodam inductus inter consecratos suos concionatus fuerit, quia regnum adepturus esset nolentibus omnibus qui adfuissent: Chronica regia Coloniensis* (MGH SS rer. Germ. 18), G. Waitz (Hrsg.), Hannover 1880 (ND Hannover 1978), Recensio II, S. 89.
- (16) Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 222; Büttnr, Erzbischof Heinrich, S. 265.
- (17) H. Büttnr, Die Stadt Mainz in der Stauferzeit, in: Mainzer Zeitschrift 58 (1963), S. 49; Büttnr, Erzbischof Heinrich, S. 247, 266; 日本神代「フナーゼン」中・スズロンサの国王選出(一一五二年)『西社史学』一六二(一九九一年)一三三頁。
- (18) Cronica Sancti Petri Erfordensis moderna a. 1070-1335, O. Holder-Egger (Hrsg.), in: Monumenta Erphesfurtensia saec. XII. XIII. XIV. (MGH SS rer. Germ. 42), Hannover/Leipzig 1899, S. 178. だれど、トヤ
- (19) Cronica Sancti Petri Erfordensis antiqua a. 1038-1163, in: O. Holder-Egger (Hrsg.), Monumenta Erphesfurtensia saec. XII. XIII. XIV. (MGH SS rer. Germ. 42), S. 19; Annales Sancti Disibodi, G. Weitz (Hrsg.), in: MGH SS 17, Hannover 1861, S. 28.
- (20) Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 223.
- (21) Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 222.
- (22) C. Waldecker, Zwischen Kaiser, Kurie, Klerus und kämpferischen Laien. Die Mainzer Erzbischöfe 1100 bis 1160, Mainz 2002, S. 103-106; Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 223-227.
- (23) Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 227, 312;

ンツ大司教ハインリヒがバルバロッサの国王選挙に反対したことを伝える『ケルン国王年代記』には、興味深い記述がある。それはマインツ大司教ハインリヒの解任が、国王の意思で行われた *archiepiscopus instinctu et voluntate regis depositus est* と述べられているのに対し、同時に解任されたミンデン司教ハインリヒ(在位一一四〇—一一五三年)は教皇によって廢位された *episcopus Henricus ... auctoritate Eugenii depositus* と区別している点である。実際には、両者とも教皇特使によって廢位されたのだが、『ケルン国王年代記』はハインリヒとバルロンサの間の険悪な関係を強調している。Chronica regia Coloniensis, Recensio I, S. 89-90.

(24) Büttnr, Erzbischof Heinrich, S. 247.

(25) Annales Sancti Petri Erphesfurtenses antiqui a. 1038-

1163, in: O. Holder-Egger (Hrsg.), Monumenta

Erphesfurtensia saec. XII. XIII. XIV. (MGH SS rer.

Germ. 42), S. 19; Annales Sancti Disibodi, G. Weitz

(Hrsg.), in: MGH SS 17, Hannover 1861, S. 28.

(26) Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 223.

(27) Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 222.

(28) C. Waldecker, Zwischen Kaiser, Kurie, Klerus und

kämpferischen Laien. Die Mainzer Erzbischöfe 1100 bis

1160, Mainz 2002, S. 103-106; Meyer-Gebel,

Bischofsabsetzungen, S. 223-227.

(29) Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 227, 312;

- Waldecker, Zwischen Kaiser, Kurie, Klerus und kämpferischen Laien, S. 103.
- (53) Büttner, Erzbischof Heinrich, S. 256.
- (54) Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 194, 223; Waldecker, Zwischen Kaiser, Kurie, Klerus und kämpferischen Laien, S. 96-97.
- (55) Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 224; Waldecker, Zwischen Kaiser, Kurie, Klerus und kämpferischen Laien, S. 98-99.
- (56) Büttner, Erzbischof Heinrich, S. 260; Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 224-225.
- (57) Waldecker, Zwischen Kaiser, Kurie, Klerus und kämpferischen Laien, S. 100.
- (58) Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 225; Waldecker, Zwischen Kaiser, Kurie, Klerus und kämpferischen Laien, S. 97-98.
- (59) Büttner, Erzbischof Heinrich, S. 264-265; H. Appelt, Friedrich Barbarossa (1152-1190), in: H. Beumann (Hrsg.), Kaisergestalten des Mittelalters, München 1984, S. 179; 日本「ローマ教皇の権威と権力」一冊、最新の研究に基いて、この権威の展開が権威の歴史として、C. Uebach, Die Ratgeber Friedrich Barbarossas (1152-1167), Marburg 2008, S. 31.
- (60) O. Engels, Beiträge zur Geschichte der Staufer im 12. Jahrhundert (I), in: Deutsches Archiv 27 (1971), S. 415.
- (61) Uebach, Die Ratgeber, S. 31-33, 45-46, 54-55.
- (62) Waldecker, Zwischen Kaiser, Kurie, Klerus und kämpferischen Laien, S. 22-23.
- (63) G. May, Geistliche Ämter und kirchliche Strukturen, in: F. Jürgensmeier (Hrsg.), Handbuch der Mainzer Kirchengeschichte 2. Erzstift und Erzbistum Mainz. Territoriale und kirchliche Strukturen, Würzburg 1997, S. 474-476.
- (64) K. Heinemeyer, Adalbert I., Erzbischof von Mainz, in: P. Neumann (Hrsg.), Saarländische Lebensbilder 2, Saarbrücken 1984, S. 28-39.
- (65) Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 220. 「ローマ教皇の権威と権力の展開」一冊、最新の研究に基いて、この権威の展開が権威の歴史として、May, Geistliche Ämter und kirchliche Strukturen, S. 459.
- (66) D. Demandt, Stadtherrschaft und Stadtfreiheit im Spannungsfeld von Geistlichkeit und Bürgerschaft im Mainz (11.-15. Jahrhundert), Wiesbaden 1977, S. 28; Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 220; Waldecker, Zwischen Kaiser, Kurie, Klerus und kämpferischen Laien, S. 20-24.
- (67) Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 311.
- (68) 国史・歴史・宗教の権威と権力の展開を歴史として

不自由従属民。宫廷官職を保有し、また都市においては官吏として登用された。特にその軍事的貢献が顕著になると、彼らは次第に政治的影響力を上昇させていった。

- (42) Christiani archiepiscopi Liber de calamitate ecclesiae Moguntinae, H. Reimer (Hrsg.), in: MGH SS 25, Hannover 1880, S. 100, 241; Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 226; Waldecker, Zwischen Kaiser, Kurie, Klerus und kämpferischen Laien, S. 103, 226.
- (43) 広義には収益をもたらし世俗的高権を意味し、同じく同教のゆゑ世俗的権利や意味をも。
- (44) W. Schöntag, Untersuchungen zur Geschichte des Erzbistums Mainz unter den Erzbischöfen Arnold und Christian I. (1153-1183), Darmstadt Marburg 1973, S. 21-22.
- (45) *Hic machinatione Frederici imperatoris et Arnoldi maioris prepositi ... iniuste deponitur*. : Die Eberbacher Chronik, S. 133.
- (46) *Heinricus ... deponitur... Cui successit Arnolfus traditor eius*. : Continuatio Claustroneoburgensis II, S. 615.
- (47) *Nec ulla reatus imputatio meam in hac re conscientiam stimulat, nisi quia ille bonus homo ... nitebatur, ut adversus veritatem sibi assisterem*. ... : Vita Arnoldi archiepiscopi Moguntini, in: F. Jaffé (Hrsg.), Monumenta Moguntina, Berlin 1866 (ND Aalen 1964), S.

マインツ大司教ハインリヒの廃位

611.

- (48) マーノルト年代記の作者について S. Weinfurter, Wer war der Verfasser der Vita Erzbischof Arnolds von Mainz (1153-1160)?, in: K.R. Schnith, R. Pauler (Hrsg.), Festschrift für Eduard Hlawitschka zum 65. Geburtstag, Kallmünz 1993, S. 317-339, 参照
- (49) Meyer-Gebel, Bischofsabsetzungen, S. 218; Waldecker, Zwischen Kaiser, Kurie, Klerus und kämpferischen Laien, S. 226; Schöntag, Untersuchungen zur Geschichte des Erzbistums Mainz, S. 108; Christiani archiepiscopi Liber, S. 236-248.
- (50) Schöntag, Untersuchungen zur Geschichte des Erzbistums Mainz, S. 17.
- (51) 都中マインツの聖ペーター聖堂参事会会長は「12世紀」同教 枢密院参事会員に正敵たる勢力を誇った。Waldecker, Zwischen Kaiser, Kurie, Klerus und kämpferischen Laien, S. 158-159.
- (52) Demandt, Stadtherrschaft und Stadtfreiheit, S. 52.
- (53) Büttner, Die Stadt Mainz, S. 49; L. Falck, Mainz im frühen und hohen Mittelalter. Mitte 5. Jahrhundert bis 1244, Düsseldorf 1972, S. 151.
- (54) かつての都市反乱は、マインツ大司教の都市支配と市民の自由の最も劇的な対立と考えられてきた。クヌート・シュルツ (魚住昌良訳) 「ザリエル朝後期およびシュタウフェル朝時代の王権と諸侯と都市」ドイツ都市参事会制度

- の成立をめぐる一」『社会経済史学』四五―二、一九七九年、一六九―一七〇頁。しかし、デーマントは反乱に多くの聖職者が含まれていることに注目し、「司教選挙をめぐる対立からこの反乱の意味を再定義しよう」。Demandt, *Stadtherrschaft und Stadtfreiheit*, S. 50-51, 56.
- (55) Meyer-Gebel, *Bischofsabsetzungen*, S. 218.
- (56) L. Falck, *Mainz in seiner Blütezeit als freie Stadt (1244 bis 1328)*, Düsseldorf 1973, S. 2.
- (57) Falck, *Mainz im frühen und hohen Mittelalter*, S. 177.
- (58) Demandt, *Stadtherrschaft und Stadtfreiheit*, S. 28.
- (59) 山本文彦「一二―一五世紀ドイツにおける司教選出の諸問題―近世ドイツにおける聖界諸侯の予備的考察―」『西洋史論集』三、二〇〇〇年、四一―四三頁。
- (60) 西川洋一「二世紀ドイツ帝国国制に関する一考察(二)―フリードリヒ一世・バルロッサの政策を中心として―」『国家学会雑誌』九五―一・二、一九八二年、二七―三二頁。小山寛之「中世帝国における統合と分離―皇帝フリードリヒ一世バルロッサと聖界諸侯による協同行為の分析を通じて―」『西洋史論叢』二八、二〇〇六、九〇―九一頁。
- (61) Demandt, *Stadtherrschaft und Stadtfreiheit*, S. 60-63, 157.
- (62) 小山「中世帝国における統合と分離」、八二―八三頁。